計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算目の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法

平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法

- ·無形固定資產 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

• 賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。

- (4)消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等 退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) 当法人では、全ての拠点が社会福祉事業に該当するため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式) 当法人では、公益事業について、特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分に含めて会計処理をしているため 作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア ともり会本部拠点区分(社会福祉事業)
 - イ 特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分(社会福祉事業)
 - ・ 特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - ・ みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ・ みやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分 (公益事業)
 - ・ みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - ・ 在宅介護支援センター宮守サービス区分
 - ウ 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分(社会福祉事業)
 - エ 障がい者支援施設高舘の園拠点区分(社会福祉事業)

- ・ 高舘の園施設入所支援サービス区分
- ・ 高舘の園生活介護サービス区分
- ・ 高舘の園短期入所サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5, 057, 480	0	0	5, 057, 480
(基)建物	753, 778, 088	560, 455	48, 250, 783	706, 087, 760
(基)定期預金	3, 000, 000	0	0	3,000,000
合 計	761, 835, 568	560, 455	48, 250, 783	714, 145, 240

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)5,057,480 円建物(基本財産)485,171,555 円490,229,035 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 43,520,000円

43, 520, 000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	1, 555, 464, 655	849, 376, 895	706, 087, 760
建物	1, 993, 000	678, 763	1, 314, 237
構築物	16, 858, 997	14, 945, 295	1, 913, 702
車輌運搬具	38, 241, 898	31, 927, 441	6, 314, 457
器具及び備品	181, 233, 770	153, 672, 463	27, 561, 307
合 計	1, 793, 792, 320	1, 050, 600, 857	743, 191, 463

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

- 1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (ともり会本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - · 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法 平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法

- ·無形固定資產 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

• 當与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。

- (4)消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等 退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ともり会本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	0	0	0	0
(基)定期貯金	3, 000, 000	0	0	3, 000, 000
合 計	3, 000, 000	0	0	3, 000, 000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

- 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 該当なし
- 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない
- 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算目の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法 平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法

- ・無形固定資産 定額法
- リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3)引当金の計上基準
 - · 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

• 當与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。

- (4)消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等 退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - イ みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ウ みやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分
 - エ みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - オ 在宅介護支援センター宮守サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	170, 744, 013	560, 455	17, 585, 497	153, 718, 971
合 計	170, 744, 013	560, 455	17, 585, 497	153, 718, 971

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 153, 718, 971 円 153, 718, 971 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)

特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分 43,520,000 円

43,520,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	533, 398, 871	379, 679, 900	153, 718, 971
構築物	10, 798, 700	10, 619, 167	179, 533
車輌運搬具	17, 309, 420	16, 303, 252	1, 006, 168
器具及び備品	51, 592, 592	43, 103, 247	8, 489, 345
合 計	613, 099, 583	449, 705, 566	163, 394, 017

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法 平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法

- ·無形固定資產 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3)引当金の計上基準
 - · 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

• 賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。

- (4)消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等 退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5, 057, 480	0	0	5, 057, 480
(基)建物	349, 263, 426	0	17, 810, 842	331, 452, 584
合 計	354, 320, 906	0	17, 810, 842	336, 510, 064

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

 土地(基本財産)
 5,057,480 円

 建物(基本財産)
 331,452,584 円

336, 510, 064 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 43,520,000円

43, 520, 000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	473, 439, 784	141, 987, 200	331, 452, 584
構築物	5, 761, 297	4, 287, 732	1, 473, 565
器具及び備品	42, 331, 178	41, 195, 026	1, 136, 152
合 計	521, 532, 259	187, 469, 958	334, 062, 301

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (障がい者支援施設高舘の園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算目の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - · 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法 平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法

- ·無形固定資產 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

• 當与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。

- (4)消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等 退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 障がい者支援施設高舘の園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))

ア 高舘の園施設入所支援サービス区分

- イ 高舘の園生活介護サービス区分
- ウ 高舘の園短期入所サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	233, 770, 649	0	12, 854, 444	220, 916, 205
合 計	233, 770, 649	0	12, 854, 444	220, 916, 205

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	548, 626, 000	327, 709, 795	220, 916, 205
建物	1, 993, 000	678, 763	1, 314, 237
構築物	299, 000	38, 396	260, 604
車輌運搬具	20, 932, 478	15, 624, 189	5, 308, 289
器具及び備品	87, 310, 000	69, 374, 190	17, 935, 810
合 計	659, 160, 478	413, 425, 333	245, 735, 145

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項